

よくある質問

(問1) 本事業の対象となる「小規模・高齢化集落」とは、具体的にどのような集落なのですか。

(答)

本事業の対象となる小規模・高齢化集落は、農家戸数が19戸以下で農家人口の高齢化率が50%以上である集落です。

(問2) 本事業の事業実施主体である集落連携促進協議会(以下「協議会」といいます。)は集落単位で設立するのですか、それとも市町村単位で設立するのですか。また、事務局はどこが担うのですか。

(答)

協議会の構成員は、中山間地域等直接支払制度に取り組んでいる集落、小規模・高齢化集落及び市町村が含まれていることが必要で、1つの協議会が複数の小規模・高齢化集落の支援を行うことも想定されます。また、事務局は、市町村を想定していますが、地域の実情に応じて対応していただくようお願いします。

(問3) 都道府県は必ず協議会の構成員となるのですか。また、本事業における都道府県の役割は何ですか。

(答)

都道府県は協議会の必須の構成員ではありませんが、協議会の構成員に入ることが望ましいと考えられますので、地域の実情に応じて対応していただくようお願いします。また、都道府県には、本事業の推進及び円滑な実施にご協力をお願いしているところです。

(問4) 本事業の交付対象となる農用地(以下「対象農用地」といいます。)は、どのような農用地ですか。

(答)

中山間地域等直接支払制度の対象農用地と同じ要件であって、小規模・高齢化集落内にある農用地が本事業の対象農用地となります。

(問5) 対象農用地は、中山間地域等直接支払制度と同じく1ha以上の一団の農用地である必要がありますか。

(答)

本事業の対象農用地は、1ha未満の農用地であっても、交付の対象とすることができます。

(問6) 中山間地域等直接支払制度や農地・水・環境保全向上対策で交付対象となっている農用地も本事業の対象となりますか。

(答)

中山間地域等直接支払制度の集落協定の対象となっている農用地と農地・水・環境保全対策の交付対象となっている農用地は、本事業の対象農用地とすることはできません。

(問7) 補助金の用途は何ですか。

(答)

小規模・高齢化集落の水路、農道等の地域資源を保全管理するための活動を実施する際にかかる賃金、需用費、資材購入費、機械賃料などの経費が該当します。

(問8) 保全管理活動にかかる経費は、協定集落、小規模・高齢化集落のほか、NPOなどの団体にも支払うことができますか。

(答)

協議会の構成員としてNPOなどの団体が位置付けられていれば、そのNPOが行った保全管理活動にかかる経費を支払うことは可能です。

(問9) 保全管理活動にかかる経費が交付額を下回った場合は、残額を返還する必要がありますか。

(答)

本事業は、保全管理活動にかかる必要経費を支払う仕組みであるため、交付額より必要経費が下回る場合は、残額を返還する必要があります。

(問10) 対象農用地で耕作を止めた場合はどうなりますか。

(答)

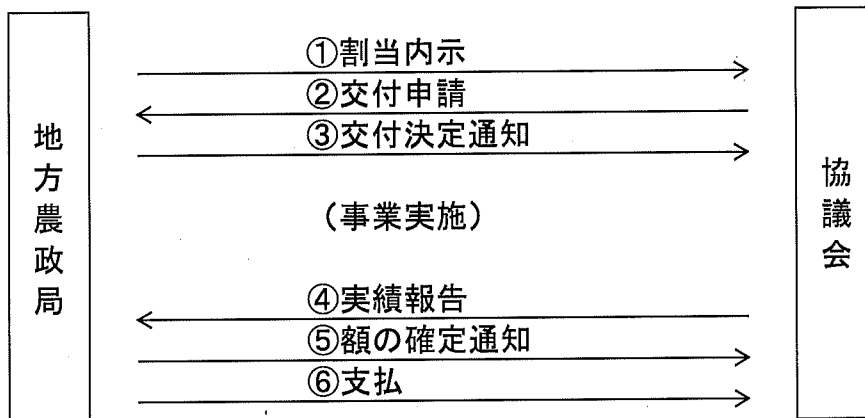
事業実施計画に位置付けられた対象農用地について、事業実施期間内に耕作などを止めた場合は、その耕作を止めた農用地の面積に相当する金額の補助金を返還することになります。

(問11) 本事業の交付手続はどうなっていますか。

(答)

本事業については、協議会から直接、地方農政局長（北海道内の協議会は農村振興局長、沖縄県内の協議会は沖縄総合事務局長になります。）に交付申請を行い、地方農政局長が交付決定を行います。また、その後の交付手続も協議会と地方農政局長の間で直接行われます。

(参考) 交付手続のフロー



(問12) 保安全管理活動はいつから開始できますか。

(答)

本事業の開始は、上記交付決定後となります。

(問13) 協議会が備える関係書類として必要なものは何ですか。

(答)

実施状況報告書に添付する「作業写真整理帳」のほか、支払経費ごとの内訳を記載した資料などが必要になります。

(問14) 協議会の負担を求めず、国費だけの採択は可能ですか。

(答)

本事業は、協議会が国からの交付額と同額を負担する仕組みとしているため、国費だけの採択はできません。